

男女共同参画社会の形成に向けて

男女共同参画社会基本法

男女が対等なパートナーとして社会に参画できることをめざした法律（平成 11 年 6 月 23 日）

- **第 1 次男女共同参画基本計画（平成 12 年 12 月 17 日 閣議決定）**
男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を明示
- **第 2 次男女共同参画基本計画（平成 17 年 12 月 27 日 閣議決定）**
政策・方針決定過程への女性の参画拡大—2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が 30%になるよう期待
- **第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日 閣議決定）**
「30%目標」に向けた 2020 年までを見通した長期的な政策の方向性と具体的な施策を提示
成果目標：女性が登用されていない農業委員会 平成 20 年度 890 組織→平成 25 年度 ゼロ
家族経営協定の締結数 平成 19 年度 40,000 件→平成 32 年度 70,000 件

食料・農業・農村基本法

国家社会における食料・農業・農村の位置づけを明確にするとともに、講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律（平成 11 年 7 月 16 日）

- **第 26 条 女性の参画の促進**
女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進
- **新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定）**
男女共同参画に関する目標の達成に向け、女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施

農林水産省経営局長通知

「新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及・啓発について」（平成 22 年 8 月 3 日）。具体的な目標を掲げ取組を推進するよう通知

- **女性が一人も登用されていない農業委員会を次回の改選時において解消すること**
- **平成 27 年 3 月までに、2 名以上の農業委員の登用を確実に達成すること**

第 21 回農業委員統一選挙対応方針（岩手県農業会議会長通知）

第 21 回農業委員統一選挙に向け、以下の対応方針を策定（平成 23 年 1 月 7 日）

- **農業委員会制度と組織の役割の普及・啓発**
農業委員会の役割、機能及び活動内容について、関係機関・団体をはじめ、農業者や住民等の理解を得るように普及・啓発に努める。
- **公選制の意義を踏まえた農業委員選挙の推進**
地域の農業者から広く信頼され、地域の代表として農業・農村の振興に情熱と意欲を持った行動力のある人材が数多く農業委員に立候補できる環境づくりに努める。
- **女性・青年農業者や認定農業者等の人材の選出の推進**
特に女性農業委員については、「女性が登用されていない農業委員会の解消」、「1 農業委員会あたり複数の登用」及び「複数の農業委員会にあっては更なる登用」を目標とした運動を推進する。

